

平成30年度 議会報告会

～ 議員と語ろう「まちづくり」～



— 砂川市議会 —
10月25日

議会報告会次第

1. 開 会
2. 挨拶
3. 議員紹介
4. 議会報告
 - ・議会改革特別委員会について
5. 議会報告に対する質疑応答
6. 懇 談
7. 閉 会



議会報告会の趣旨・目的

市民に身近で開かれた議会を目指し、議会活動の状況を地域に出向いて、直接報告・説明を行うとともに、市民との懇談を深めることで、今後の議会活動に反映させることを目的として開催する。

議長



いざわ あきひこ
飯澤 明彦
①市民クラブ
②3回

砂川市議会議員の紹介

【定数14人、現員13人】

- ①会派
- ②当選回数

副議長



みずしま みきこ
水島美喜子
①創生会
②3回



おぐろ ひろし
小黒 弘
①市民の声
②6回



きたや ふみお
北谷 文夫
①公正会
②10回



ささき まさゆき
佐々木政幸
①公正会
②1回



さわだ ひろし
沢田 広志
①公正会
②6回



たけだ けいすけ
武田 圭介
①みらい砂川
②2回



たけだ しん
武田 真
①市民の声
②1回



たひら かずのぶ
多比良和伸
①創生会
②2回



つじ いさお
辻 勲
①公明党
②5回



なかみち ひろむ
中道 博武
①市民クラブ
②1回



ますい こういち
増井 浩一
①創生会
②2回



ますやま ひろし
増山 裕司
①市民クラブ
②2回



平成27年第2回定例会で付託を受けた、議員定数及び議会改革についての調査の結果について、砂川市議会会議規則第45条第2項の規定により、下記のとおり中間報告をいたします。

1 委員会の概要

(1) 委員会の名称 議会改革特別委員会

(2) 委員の定数 5名

(3) 付議事項

議員定数及び議会改革について調査・研究を図ることを目的とする。

(4) 委員

委員長 増山裕司

副委員長 武田圭介

委員 沢田広志 小黒 弘 多比良和伸

2 経過及び結果

【委員会開催状況】

回数	開催日	議題（協議内容）
第1回	平成27年6月29日	・正副委員長の互選
第2回	平成27年7月21日	・会議について ・今後の進め方について ・委員外議員の席の指定について
第3回	平成27年8月31日	・議会改革の検討事項について
第4回	平成27年10月16日	・議会改革の検討事項について
第5回	平成27年11月18日	・議会改革の検討事項について（決定） （市民に開かれた議会） 議会のインターネットライブ中継・録画配信について、議会報告会や市民フォーラムについて、傍聴者を増やす取り組み、会議録の検索システム化について、政務活動費の公開について、常任委員会のあり方について （議会の活性化に向けた取り組み） 質疑・質問制度について、議会内のICT化について、理事者側からの議員への反問について （議員定数について）

		議員定数について
第6回	平成28年1月19日	・議会改革の検討事項について (検討事項優先順位の協議)
第7回	平成28年2月15日	・議会改革の検討事項について (政務活動費の公開について、常任委員会のあり方について、質疑・質問制度について)
第8回	平成28年4月22日	・議会改革の検討事項について (政務活動費の公開について、常任委員会のあり方について、質疑・質問制度について)
第9回	平成28年5月25日	・議会改革の検討事項について (政務活動費の公開について、常任委員会のあり方について、質疑・質問制度について)
第10回	平成28年7月21日	・議会改革の検討事項について (政務活動費の公開について、常任委員会のあり方について、質疑・質問制度について、新たな検討項目について)
第11回	平成28年8月30日	・議会改革の検討事項について (質疑・質問制度について、議会内のICT化について、議会のインターネットライブ中継・録画配信について、会議録の検索システム化について、議員定数について、議会改革特別委員会の中間報告について)
全議員との意見交換会	平成28年9月13日	・現在までの開催状況、調査状況について ・検討事項の意見交換について
第12回	平成28年10月26日	・議会改革の検討事項について (質疑・質問制度について、議会内のICT化について、議会のインターネットライブ中継・録画配信について、議員定数について)
第13回	平成28年11月25日	・議会改革の検討事項について (質疑・質問制度について、議会内のICT化について、議会のインターネットライブ中継・録画配信について、議員定数について、委員の派遣について)
全議員研修会	平成28年11月28日	・議会のICT研修会 テレビ電話による研修 説明：東京インタープレイ株式会社
第14回	平成29年1月26日	・議会改革の検討事項について (一般質問における一問一答について、行政視察について、政務活動費の領収書・政務活動報告

		書のホームページ上の公開について、議員定数について、理事者側からの議員への反問について、議会報告会や市民フォーラムについて、傍聴者を増やす取り組みについて)
委員会 視 察	平成 29 年 2 月 3 日	視察先：登別市 視察内容：「議会の I C T 化等について」
第 15 回	平成 29 年 2 月 23 日	・議会改革の検討事項について (委員会視察の報告について、議会改革特別委員会 の中間報告について、議員定数について、議 会報告会や市民フォーラムについて、傍聴者を 増やす取り組みについて)
第 16 回	平成 29 年 4 月 12 日	・議会改革の検討事項について (政務活動費の政務活動報告書について、委員会 行政視察報告について、議会内の I C T 化につ いて、議会報告会や市民フォーラムについて、 傍聴者を増やす取り組みについて、議会改革特 別委員会の中間報告について、議員定数につい て)
第 17 回	平成 29 年 5 月 11 日	・議会改革の検討事項について (政務活動費の政務活動報告書について、パソコ ン・プリンターの使用について、議会内の I C T 化について、議会報告会について、傍聴者を 増やす取り組みについて、議員定数について、 議会改革特別委員会の中間報告について)
全議員と の意見交 換会	平成 29 年 5 月 23 日	・現在までの開催状況、調査状況について (中間報告書) ・検討事項の意見交換について

【調査研究事項】

(市民に開かれた議会)

- ・議会のインターネットライブ中継・録画配信について
- ・議会報告会や市民フォーラムについて
- ・傍聴者を増やす取り組み
- ・会議録の検索システム化について
- ・政務活動費の公開について
- ・常任委員会のあり方について

(議会の活性化に向けた取り組み)

- ・ 質疑・質問制度について
- ・ 議会内のICT化について
- ・ 理事者側からの議員への反問について

(議員定数について)

- ・ 議員定数について

【具体的事項の調査結果】

(市民に開かれた議会)

(1) 議会のインターネットライブ中継・録画配信について

新庁舎建設に合わせて導入する方向で検討を進めます。経費面も含め、具体的な内容について、今後も調査を続けていきます。先行して一般質問の音声データ配信について、平成28年第4回定例会より試行的に実施するとともに、市議会だより（平成29年2月号より）にQRコードを記載し周知を図ることにしました。また、総括質疑の音声データ配信についても実施することとし、具体的な事項について、今後も調査を続けていきます。

(2) 議会報告会や市民フォーラムについて

議会報告会は、できるだけ早く実施する方向で検討を進めます。実施内容及び時期、実施場所等について、今後も調査を続けていきます。市民フォーラムについては、必要に応じて開催を検討します。

(3) 傍聴者を増やす取り組み

決定的な取り組みは難しいが、議員各自の声かけが有効策ではとの認識を確認した中で、議会として、町内会など各団体を対象に議会開催日程などを広く周知することにしました。

(4) 会議録の検索システム化について

導入している議会の状況などの調査を踏まえ、導入費用と活用効果、利用実績や利便性などを考慮し、現行どおりの対応としました。

(5) 政務活動費の公開について

政務活動費における領収書と新たに作成することとした政務活動報告書について、平成29年度分政務活動費から、ホームページ上で公開することにしました。

(6) 常任委員会のあり方について

主に一般質問的総体の質疑、会議録の公開などについて協議を行いました。現行どおりの運営としました。

(議会の活性化に向けた取り組み)

(7) 質疑・質問制度について

一般質問における一問一答制度については、大項目中の質問方法について、各議員の裁量とすることとし、平成29年第1回定例会から実施しました。

代表質問・追跡質問制度の導入については、先進地事例などを調査し協議しましたが、今後の検討課題としました。

一般質問における常任委員会所管事項の制限については、常任委員会における総体の質疑との関連や会派制の問題もあり、現行どおりの運営としました。

(8) 議会内のICT化について

調査、研究(情報収集・資料印刷)などのため、パソコン(インターネット環境含む)・プリンターを導入(1か所)することにしました。プロジェクターやスクリーンなどの活用は、設備設置を考え、今後の新庁舎建設など将来に向け実施するものとして調査を進めていきます。タブレット端末の活用は、スケジュール管理やペーパーレス化など多方面にも利点がありますが、経費削減の効果、利用状況や議員間で認識の違いもあることから、今後も調査を続けていきます。

(9) 理事者側からの議員への反問について

理事者側から議員への反問については、説明員の反問として、従前から実施している趣旨確認程度を認めることについて確認をしました。

(議員定数について)

(10) 議員定数について

議員定数の検討にあたっては、類似都市との比較、人口規模との比較、常任委員会及び委員数などの調査を行い、適正な定数について協議しており、次の2つの意見が出されています。

《定数14人現状維持の意見》

- ・昨今の多様な民意を反映するには、現状維持の定数が必要ではないか。
- ・定数を減らすと組織・団体を持たない者の立候補の困難性が生じる。
- ・行政に対する監視・監督機能の強化が必要である。
- ・肥大化する行政需要へ対応するには、現状定数維持が必要である。

《定数1名減の13人の意見》

- ・近年の議員数が定数1名減の13人で運営している中、人口が減少していることから、議員1人当たりに対しての住民数も減っており、定数は、1名減としては。
- ・前回の選挙が無投票であり、また、行政面積も狭いことなどから、現状維持の定数は、難しいのでは。
- ・市民意見として、削減を求めるような声がある。
- ・他同規模市議会との比較において、現在、議員数が多い状況にあるのでは。

現在のところ、現状の定数を維持すべき、定数を1名削減すべきという2つの意見に分かれており、今後も調査を続けていきます。

【おわりに】

当委員会では、「市民に開かれた議会」、「議会の活性化に向けた取り組み」、「議員定数について」をテーマに据え、調査・研究を進めておりますが、結論が出ていない事項もあることから、さらに議論を積み重ね、最終的な報告ができるよう努力するところでありますので、ご理解をお願い申し上げまして中間報告といたします。

委員会の調査結果中間報告書

平成27年第2回定例会で付託を受けた、議員定数及び議会改革についての調査の結果について、砂川市議会会議規則第45条第2項の規定により、平成29年第2回定例会において行った中間報告以降の調査結果について、下記のとおり中間報告をいたします。

1 委員会の概要

(1) 委員会の名称 議会改革特別委員会

(2) 委員の定数 5名

(3) 付議事項

議員定数及び議会改革について調査・研究を図ることを目的とする。

(4) 委員

委員長 増山裕司

副委員長 武田圭介

委員 沢田広志 小黒 弘 多比良和伸

2 経過及び結果

【委員会開催状況】

回数	開催日	議題（協議内容）
第18回	平成29年7月13日	・議会改革の検討事項について （政務活動費の政務活動報告書について、議会報告会について、議会内のICT化について、議会のインターネットライブ中継・録画配信について、傍聴者を増やす取組みについて、議員定数について）
第19回	平成29年8月18日	・議会改革の検討事項について （議会報告会について、議会内のICT化について）
第20回	平成29年10月17日	・議会改革の検討事項について （議会報告会について）
第21回	平成29年11月20日	・議会改革の検討事項について （議会報告会について）
第22回	平成30年1月18日	・議会改革の検討事項について （議会報告会について、議会のインターネットライブ中継・録画配信について、傍聴者を増やす取組みについて、議員定数について）
第23回	平成30年2月20日	・議会改革の検討事項について

		(議会報告会について、議会のインターネットライブ中継・録画配信について、議員定数について)
第 24 回	平成 30 年 4 月 18 日	・議会改革の検討事項について (議会報告会について、議員定数について)
第 25 回	平成 30 年 5 月 21 日	・議会改革の検討事項について (議会報告会について、議員定数について)
第 26 回	平成 30 年 5 月 28 日	・中間報告書について

【調査研究事項】

(市民に開かれた議会)

- ・政務活動費の政務活動報告書について
- ・議会報告会について
- ・議会のインターネットライブ中継・録画配信について
- ・傍聴者を増やす取り組み

(議会の活性化に向けた取り組み)

- ・議会内の I C T 化について

(議員定数について)

- ・議員定数について

【具体的事項の調査結果】

(市民に開かれた議会)

- (1) 政務活動費の政務活動報告書について
政務活動報告書の様式変更について決定しました。
- (2) 議会報告会について
議会報告会については、引き続き、議会改革特別委員会において、実施主体の検討を行うとともに、本年度は、議会改革特別委員会が主体となって実施することに決定しました。
- (3) 議会のインターネットライブ中継・録画配信について
本会議と予算・決算特別委員会については、設備が整った段階で公開することとし、常任委員会については、引き続き継続して検討していくこととしました。
- (4) 傍聴者を増やす取り組み
本会議のある月の 1 日号の広報すながわに、定例会の傍聴を促すビラを入れること

に決定しました。

(議会の活性化に向けた取り組み)

(5) 議会内のICT化について

タブレット端末の活用については、今後の検討課題としました。

(議員定数について)

(6) 議員定数について

議員定数につきましては、全会一致で13名にすべきものと決定しました。

【おわりに】

当委員会では、「市民に開かれた議会」、「議会の活性化に向けた取り組み」、「議員定数について」をテーマに据え、調査・研究を進めておりますが、結論が出ていない事項については、引き続き議論を積み重ね、最終的な報告ができるよう努力するところでありますので、ご理解をお願い申し上げまして中間報告といたします。

(1) 市議会の状況



① 議員定数の推移等

◆ 議員定数の推移

適用選挙	条例定数
平成3年4月21日執行の選挙	24人
平成7年4月23日執行の選挙	22人
平成11年4月25日執行の選挙	20人
平成15年4月27日執行の選挙	18人
平成19年4月22日執行の選挙	14人
(平成31年執行の選挙)※	13人

※今年の6月議会で、次回の選挙より議員定数を13人とする条例の一部改正が可決されました。

◆ 議員報酬

	報酬額(円)
議長	394,000
副議長	348,000
議員	318,000

※平成9年4月1日から適用

※このほか、期末手当が、6月に100分の210、12月に100分の220の割合でそれぞれ支給されます。(在職期間が6カ月以上の場合)

◆ 政務活動費

○議員の調査研究その他の活動に資するため、必要経費の一部として、1人あたり月額10,000円を会派に交付しています。

※平成15年7月1日から適用

◆ 費用弁償

○本会議、委員会等に出席した場合、1km当たり30円を議員※に支給しています。(車使用の場合)

※自宅から開催場所まで片道2km以上の議員のみ

② 議会費予算

(平成30年度当初予算)

(単位：千円)

節	金額	節	金額
1 報酬	50,880	11 需用費(印刷製本費、消耗品費等)	1,190
3 職員手当等(期末手当)	21,455	12 役務費(通信運搬費等)	366
4 共済費(議員共済会負担金)	19,252	13 委託料(会議録調整)	2,996
7 賃金(臨時職員)	768	14 使用料及び賃借料	297
9 旅費(費用弁償、普通旅費)	1,977	19 負担金補助及び交付金	2,009
10 交際費	550		
		合計	101,740

※職員給与費(事務局職員)38,992千円は、除く

(一般会計総額の約0.9%)

③活動状況等

◆条例定数・現員数

- 条例定数 14人
- 現員数 13人
- 任期 平成27年5月1日～平成31年4月30日

◆党派別・会派別構成

H30.4.1現在

会派 党派	公正会	創生会	市民クラブ	市民の声	無党派	計
自由民主党	1					1
民進党			1			1
公明党					1	1
無所属	2	3 (1)	2	2	1	10 (1)
合計	3	3 (1)	3	2	2	13 (1)

() 内は女性議員数で内数

◆当選回数別年齢構成

H30.4.1現在

回数 年齢	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	計
20代											
30代											
40代									2	1	3
50代								1	1		2
60代					1	1		1	1	2	6
70代	1				1						2
計	1				2	1		2	4	3	13

(平均年齢58.9歳)

◆常任委員会・特別委員会等定数

H30.4.1現在

区分	名称	定数
常任委員会	総務文教委員会	7人
	社会経済委員会	7人
議会運営委員会		5人
議会改革特別委員会		5人

(2) 委員会活動報告



～総務文教委員会～

■ 総務文教委員会の概要

◆定数 7人（平成30年4月1日現在）

委員長 多比良和伸

副委員長 武田 真

委員 沢田広志 辻 勲 水島美喜子 増山裕司

◆任期 2年

◆総務文教委員会の担当

○総務部、市立病院、教育委員会、会計課、
監査委員、選挙管理委員会、公平委員会
及び固定資産評価審査委員会の担当する
事項

○社会経済委員会の担当に属さない事項



～社会経済委員会～

■ 社会経済委員会の概要

◆定数 7人（平成30年4月1日現在）

委員長 北谷文夫

副委員長 中道博武

委員 小黒 弘 増井浩一 武田圭介
佐々木政幸

◆任期 2年

◆社会経済委員会の担当

○市民部、保健福祉部、建設部、経済部及び
農業委員会の担当する事項



～議会運営委員会～

■ 議会運営委員会の概要

◆定数 5人（平成30年4月1日現在）

委員長 小黒 弘

副委員長 増井浩一

委員 沢田広志 中道博武 武田圭介

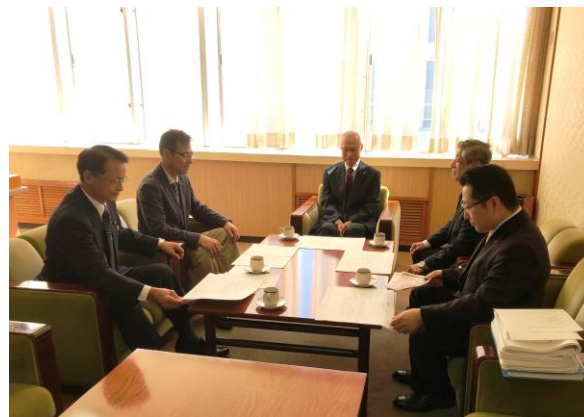
◆任期 2年

◆議会運営委員会の調査事項

○議会の運営に関する事項

○議会の会議規則、委員会に関する
条例等に関する事項

○議長の諮問に関する事項



～議会改革特別委員会～

■ 議会改革特別委員会の概要

◆定数 5人（平成30年4月1日現在）

委員長 増山裕司

副委員長 武田圭介

委員 沢田広志 小黒 弘 多比良和伸

◆任期 本委員会の調査が終了するまで

◆議会改革特別委員会の調査事項

○議会改革について

- ・市民に開かれた議会
- ・議会の活性化に向けた取り組み

○議員定数について



～予算審査特別委員会～

■ 予算審査特別委員会の概要

- ◆ 委員構成
議長を除く全議員
- ◆ 任 期 議案審査が終了するまで
- ◆ 予算審査特別委員会の調査事項
本会議の議決を要する事件（条例・
予算など）について、議決に先だっ
て詳しく審査



～決算審査特別委員会～

■ 決算審査特別委員会の概要

- ◆ 委員構成
議長、議選監査委員を除く全議員
- ◆ 任 期 決算審査が終了するまで
- ◆ 決算審査特別委員会の調査事項
決算議案に関する事項を審査





議会の仕事

議決権

・市議会の最も基本的な仕事で、予算や条例を決めたり、決算を認定したり、重要な契約や財産の取得・処分の決定などを行います。

選挙権・同意権

・議長・副議長や選挙管理委員などを選挙したり、市長が選任する副市長・教育長・教育委員などの人事に同意します。

検査権・調査権

・市の仕事が決められたとおりに正しく行われているか調べます。必要があれば、関係のある人から意見を聞いたりします。

意見書提出権

・生活にかかわりの深い事柄について、議会の意思をまとめた要望（意見書）を、国や道に提出します。

請願・陳情について

請願書・陳情書の提出



委員会で審査



請願

本会議で採択または
不採択

市政について要望や意見があるときは、どなたでも市議会に対して請願書や陳情書を提出することができます。

なお、請願書の提出には、紹介者として砂川市議会議員1名以上の署名が必要です。

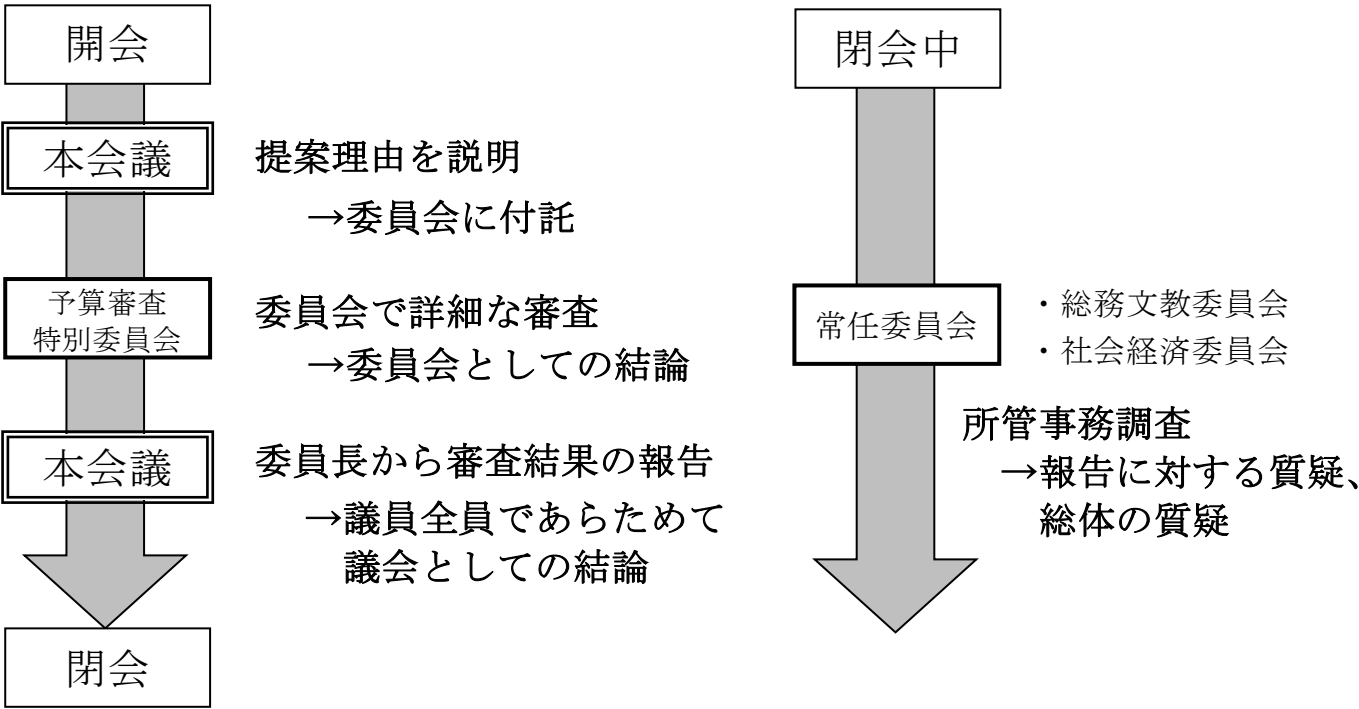
陳情

委員会で採択または
不採択



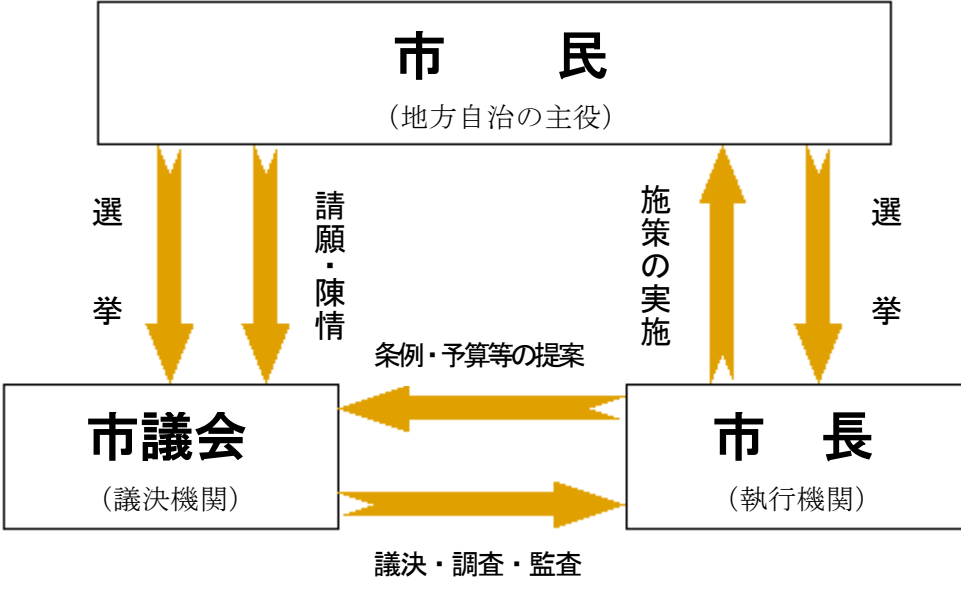
本会議で報告

砂川市議会のながれ



※ 議案によっては、委員会に付託せず、本会議で審議して、即日に結論を出すこともあります。

市民・市長・市議会の関係



議会一口メモ

議会では、様々な用語が出てきます。ここでは、その一部を紹介します。



一般質問

一般質問とは、年4回の定例会において、議員が市の行政全般について質問をすることです。砂川市では、質問時間は1議員につき30分以内となっています。また、所属する常任委員会（総務文教委員会・社会経済委員会）の所管事項に関する一般質問はできないことになっています（例：総務文教委員会に属している議員は、市民部・保健福祉部・建設部・経済部・農業委員会に関する質問しかできません）。

意見書

意見書とは、議会としての意思や見解などを意見としてまとめた書類のことで、議決後、国や道などに提出しています。

質疑

質疑とは、議会に提出された議案について、その内容や不明な点などについて聞くことです。砂川市では、本会議での質疑時間は1議員1議題につき答弁時間を含めて2時間以内、回数は3回までとなっています。なお、質疑では、自分の意見を述べることができません。

決議

決議とは、議会の意思を対外的に表明するために行う議決のことです。砂川市で最近の例としては、平成27年6月定例会において「議会改革特別委員会設置の決議」および「飲酒運転等の交通死亡事故を撲滅する決議」を議決しています。

～MEMO～

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

市議会を傍聴しましょう！



正面玄関から入ると、案内図があります。



階段を上っていきます。



まっすぐ歩いて行くと…



3階まで上り、右→左とお進みください。



傍聴席がありました。



入る前に受付を忘れずに。

市議会の本会議や委員会は、どなたでも直接見たり聞いたりすることができます。

本会議の傍聴を希望される方は、市役所3階「傍聴席」入口前に「傍聴人受付票」を置いてありますので、必要事項を記入の上、受付箱に入れていただくことで、議場に入ることができます。

また、委員会の傍聴は、委員長の許可が必要となりますが、あらかじめ本会議と同じように、受付票に必要事項をご記入ください。

市民の皆さんの傍聴をお待ちしています。

砂川市議会

〒073-0195 北海道砂川市西6条北3丁目1番1号

TEL0125-54-2121 fax0125-54-2568 E-mail gikai@city.sunagawa.lg.jp